## 議案第98号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について 甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年12月5日提出

## 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「料金は」の次に「、1月につき」を加え、同項第1号の表を 次のように改める。

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル及び20ミリメートル	5 5 5 円
25ミリメートル	3,000円
40ミリメートル	8,100円
50ミリメートル	13,000円
75ミリメートル	31,500円
100ミリメートル	62,000円
150ミリメートル	92,000円
200ミリメートル	120,000円

第23条第1項第2号の表を次のように改める。

メーターの	水量料金(1立方メートルにつき)			
口径	1立方メート	1 1 立方メー	2 1 立方メー	6 1 立方メー
	ルから10立	トルから 2 0	トルから 6 0	トル以上

	方メートルま で	立方メートル まで	立方メートル まで	
13ミリメ ートル及び 20ミリメ ートル	60円	178円	200円	231円
25ミリメ ートル及び 40ミリメ ートル		178円	200円	231円
50ミリメ ートル及び 75ミリメ ートル			200円	231円
100ミリ メートル以 上				231円

## 附則

- 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例の規定は、令和6年4月1日 以後の水道メーター検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーター検針 に係る水道料金については、なお従前の例による。

## 提案理由

水道事業の健全な運営を確保するため、水道料金を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。